

## まとめ

近年の振動に係る苦情において、建設作業振動は苦情全体の約 60 パーセントを占めています。振動規制法では、特に著しい振動を発生する作業を特定建設作業と定めて規制の対象としていますが、近年は様々な作業が併行して行われており、特定建設作業以外の作業が苦情対象となっています。

この手引きによって、振動規制の概要や建設作業振動による苦情の実態を再認識するとともに、それぞれの建設作業及び建設機械に関する知見を深め、作業状況に合わせたハード面での対策や近隣住民への説明や作業時間の短縮などのソフト面での対策などの指導に活用されることを望みます。

また、建設作業振動による苦情等の未然防止のために、振動発生事例の整理を行い、必要により事業者を提供して適切な対策が検討されるよう措置することが求められます。

地方公共団体においては、建設作業振動問題の現況に常に留意して、振動規制法令の運用や苦情処理、さらに紛争処理についての検討・見直しの基礎資料として有効に活用されることを期待します。